

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービングランドシール蒸化器ドレンタンクレベル計の上部接続部に水のリーク（数分に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（A、B）の軸受温度計（2台）に指示値不良（指示液体の途切れ）が認められたため、当該温度計を交換	D	
3	1号機	復水前置ろ過器（A）の出口流量記録計が設置されている制御盤の扉及び当該記録計の蓋の開閉の振動で指示値が瞬時、低下すると同時に、当該流量の低下を示す警報が発生したため、当該記録計を交換	D	
4	1号機	誤動作により主復水器に「真空度低」を示す警報が発生したため、当該警報回路を点検・修理	D	
5	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（C） 淡水出口及び入口温度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
6	2号機	放射線管理区域（定期検査機材倉庫B棟）に携帯電話を誤って持ち込み、電子式線量計（警報付ポケット線量計）が計数異常おこし、警報が鳴動したため、対応検討	C	
7	2号機	制御棒の定例動作確認において、制御棒（10-11）の1ノッチ引抜き操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜ける事象が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	廃棄物処理建屋操作室盤の廃液収集ポンプ移送弁の操作スイッチ取付部に緩みが認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
9	2号機	気体廃棄物処理系屋外埋設配管用ピット漏えい検出器の動作が認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
10	2号機	高圧復水ポンプ（C）の軸受のシール部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン潤滑油タンク（A）と（B）間の通路用鉄骨階段にガタつきが認められたため、当該階段の固定部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	主タービン潤滑油貯蔵タンクのベント配管が腐食して塗装が剥がれているため、当該配管を点検・修理	D	
13	3号機	タービン建屋2階タービン駆動原子炉給水ポンプ室外に掲示されている工事用機材仮置表示に仮置期間切れが認められたため、当該仮置表示の期間延長手続きを実施	D	
14	3号機	原子炉建屋1階北西二重扉の開閉用ハンドルに動作不良（固着）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
15	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）駆動部カバー下部シール部にほう酸の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（A）の電源しゃ断器を復旧した際に、当該しゃ断器入切表示用緑ランプが点灯しなかったため、当該ランプ回路を点検・修理	D	
17	6号機	自動減圧・逃し安全弁の排気温度記録計の主蒸気逃し安全弁（K）の温度に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
18	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）廃液排出用蒸気弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	残留熱除去系ポンプ（A）駆動電動機用冷却器出口ドレン弁又は同系熱交換器（A）出口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機補機冷却海水系の第2淡水希釈注入元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉排ガスフィルタ（A）差圧計検出配管元弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで